

様式第2号（第5条関係・全体評価）

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部 局 名：環境部

事業種名：廃棄物処理施設の整備

1 取組の概要

（各部局における埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～に基づく環境配慮の推進状況の概要を記述する。）

廃棄物処理施設の整備に当たっては、新技術を導入した公害のない衛生的な最終処分場として、建設管理し、地域環境の保全を図っている。

2 主な成果

（特に成果を上げることのできた環境配慮の内容を事例を用いて記述する。）

- （1）廃棄物の飛散や流出・害虫・悪臭などの発生をなくすため、毎日の受け入れ終了後に廃棄物の表面に覆土を行い、廃棄物が表面に出ない方法で埋立を行った。
- （2）廃棄物に触れた水については、水質汚濁防止法の基準より更に厳しい基準を設定し、処理した。
- （3）覆土に使用する土砂については、埋立地の造成工事で発生したものをストックし、使用した。
- （4）埋立地周辺への防塵対策として、散水車による散水を実施した。
- （5）年間を通し視察者を受入れ、学習機会の場合としての活用も図っている。

3 今後の方針

（環境配慮の充実に関する各部局の今後の考え方を記述する。）

埋立事業を終了した埋立地については、今後、自然生態系の回復や周辺環境・景観との調和等を含めた跡地利用の検討を行う。

4 課 題

（環境配慮の充実のために解決が必要と考えられる課題があれば記述する。）  
なし

5 事業一覧

（様式第1号により個別評価を行った事業を列挙する。）

別表 - 2 のとおり

別表 - 2

個別評価事業一覧

事業年度：平成29年度

部局名：環境部

事業種名：廃棄物処理施設の整備

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	3号埋立地埋立	管理段階	13	11	84.6	4
2	13号埋立地埋立	管理段階	13	13	100.0	5
	合計		26	24		

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 環境部 課・所・室名 環境整備センター

事業の種類	6 廃棄物処理施設の整備	事業名	3号埋立地埋立
事業の規模	埋立容量約498,000m <sup>3</sup>	実施場所	大里郡寄居町大字三ヶ山内
計画期間	平成18年度～平成30度	段階	管理段階
事業の概要： 自らの処分場を確保することが困難な市町村などに対し、広域的埋立処分場を建設し、廃棄物埋立事業を実施するものである。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

**【記入方法】**

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

<b>特に配慮した事項</b>	
即日覆土	： 廃棄物の飛散や流出・害虫・悪臭などの発生をなくすため、毎日の受け入れ終了後に廃棄物の表面に覆土を行い、廃棄物が表面に出ない方法で埋立を行っている。
浸出水処理	： 廃棄物に触れた水については、水質汚濁防止法の基準より更に厳しい基準を設定し、処理している。
覆土材	： 覆土に使用する土砂については、埋立地の造成工事で発生したものをストックし、使用している。
防塵対策	： 埋立地周辺への防塵対策として、散水車による散水を実施している。
学習機会の提供	： 年間を通し視察者を受け入れ、学習機会の場として活用も図っている。
配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項 平成29年度中に当該埋立地への廃棄物の埋立事業は終了した。今後の事業に関して、自然生態系の回復や周辺環境・景観との調和等を含めた跡地利用を検討することとしている。	

**【記入方法】**

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

# 別表 - 1 6 廃棄物処理施設の整備に関する環境配慮方針

事業名	3号埋立地埋立
-----	---------

		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本方向 1</b>		環境への負荷の少ない地域社会の実現					
<b>基本的配慮事項 1</b>							
施設の立地に当たっては、周辺の土地利用との整合を図る。							
個別事項	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図ることなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。						
	地象、水象、気象等の自然条件を十分に踏まえ、環境保全上、防災上の安全性を確保する。					✓	✓
<b>基本的配慮事項 2</b>							
大気汚染、悪臭、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないよう、高度な環境保全技術の導入に努める。							
個別事項	廃棄物搬入方法等の適正な管理を図る。					✓	✓
	廃棄物の飛散や流出の防止を図る。					✓	✓
	衛生害虫・イエネズミ類等の発生の防止を図る。					✓	✓
	悪臭発生等の防止を図る。					✓	✓
	水質（浸出水の適正処理、減量化）等の保全を図る。					✓	✓
	水質（地下水、公共用水域）等の保全を図る。					✓	✓
	環境対策型建設機械の採用を図る。					✓	✓
<b>基本的配慮事項 3</b>							
建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。							
個別事項	建設発生土の発生を極力抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用を検討する。						
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。						
	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。						

		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本方向 2</b>		恵み豊かでうるおいのある環境の確保					
<b>基本的配慮事項 1</b>							
ビオトープ創造に配慮した敷地内の緑化を推進する。							
個別事項	自然生態系に配慮した近自然空間を創造する。					✓	
	在来植生に配慮した緩衝緑地などの確保に努める。					✓	

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 2</b> 自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。							
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。						
	最終処分場及び周辺の景観保全との調和を図る。					✓	✓

基本方向 3	地球環境の保全と県民等の自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 1</b> 温室効果ガスである二酸化炭素等の排出量の削減に努める。							
個別事項	地球温暖化物質排出抑制等対策を推進する。					✓	✓
	<b>基本的配慮事項 2</b> 資源・エネルギーや廃棄物の減量化・リサイクルなどについての学習機会の場合としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。						
個別事項	学習機会の場合としての活用を図る。					✓	✓
			実施率 (b/a(%))		合計 (a)	合計 (b)	
		84.6		13	11		

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 環境部 課・所・室名 環境整備センター

事業の種類	6 廃棄物処理施設の整備	事業名	13号埋立地埋立
事業の規模	埋立容量約 617,000 m <sup>3</sup>	実施場所	大里郡寄居町大字三ヶ山内
計画期間	平成29年度～平成30度	段階	管理段階
事業の概要： 自らの処分場を確保することが困難な市町村などに対し、広域的埋立処分場を建設し、廃棄物埋立事業を実施するものである。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

**【記入方法】**

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

<b>特に配慮した事項</b>	
即日覆土	： 廃棄物の飛散や流出・害虫・悪臭などの発生をなくすため、毎日の受け入れ終了後に廃棄物の表面に覆土を行い、廃棄物が表面に出ない方法で埋立を行っている。
浸出水処理	： 廃棄物に触れた水については、水質汚濁防止法の基準より更に厳しい基準を設定し、処理している。
覆土材	： 覆土に使用する土砂については、埋立地の造成工事で発生したものをストックし、使用している。
防塵対策	： 埋立地周辺への防塵対策として、散水車による散水を実施している。
植栽	： 埋立地周辺に植えた樹木の管理を行っている。
ビオトープ	： 埋立地周辺に設置したビオトープの管理（外来種の駆除、在来種の生息調査）を行っている。
学習機会の提供	： 年間を通し視察者を受入れ、学習機会の場として活用も図っている。
<b>配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項</b> 今後の事業に関して、自然生態系の回復や周辺環境・景観との調和等を含めた跡地利用を検討することとしている。	

**【記入方法】**

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1          6   廃棄物処理施設の整備に関する環境配慮方針

事業名	13号埋立地埋立
-----	----------

		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本方向 1</b>		環境への負荷の少ない地域社会の実現					
<b>基本的配慮事項 1</b>							
施設の立地に当たっては、周辺の土地利用との整合を図る。							
個別事項	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図ることなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。						
	地象、水象、気象等の自然条件を十分に踏まえ、環境保全上、防災上の安全性を確保する。					✓	✓
<b>基本的配慮事項 2</b>							
大気汚染、悪臭、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないよう、高度な環境保全技術の導入に努める。							
個別事項	廃棄物搬入方法等の適正な管理を図る。					✓	✓
	廃棄物の飛散や流出の防止を図る。					✓	✓
	衛生害虫・イエネズミ類等の発生の防止を図る。					✓	✓
	悪臭発生等の防止を図る。					✓	✓
	水質（浸出水の適正処理、減量化）等の保全を図る。					✓	✓
	水質（地下水、公共用水域）等の保全を図る。					✓	✓
	環境対策型建設機械の採用を図る。					✓	✓
	工事施工中の粉じん対策を図る。					✓	✓
<b>基本的配慮事項 3</b>							
建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。							
個別事項	建設発生土の発生を極力抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用を検討する。						
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。						
	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。						

		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本方向 2</b>		恵み豊かでうるおいのある環境の確保					
<b>基本的配慮事項 1</b>							
ビオトープ創造に配慮した敷地内の緑化を推進する。							
個別事項	自然生態系に配慮した近自然空間を創造する。					✓	✓
	在来植生に配慮した緩衝緑地などの確保に努める。					✓	✓



基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 2</b> 自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。							
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ピオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。						
	最終処分場及び周辺の景観保全との調和を図る。					✓	✓

基本方向 3	地球環境の保全と県民等の自主的取組の促進	配慮時期				チェック		
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
<b>基本的配慮事項 1</b> 温室効果ガスである二酸化炭素等の排出量の削減に努める。								
個別事項	地球温暖化物質排出抑制等対策を推進する。					✓	✓	
	<b>基本的配慮事項 2</b> 資源・エネルギーや廃棄物の減量化・リサイクルなどについての学習機会の場合としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。							
個別事項	学習機会の場合としての活用を図る。					✓	✓	
	実施率 (b/a(%))				合計 (a)	合計 (b)		
				100	13	13		

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。



